

## 議題 1

### 西宮市景観計画の変更について【諮問】 (苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の指定)

#### 目 次

1. 西宮市景観計画の変更について【P 1】
2. 周辺写真【資料 1】
3. 西宮市景観計画の変更について（答申）写し【資料 2】
4. 策定のポイント【資料 3】
5. 西宮市景観計画（案）（変更箇所抜粋）【資料 4】
6. 景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則 新旧対照表（案）【資料 5】
7. 西宮市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表（案）【資料 6】

西景広審発第71号  
令和2年2月7日  
(2020年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市都市景観・屋外広告物審議会  
会 長 安田 丑作



西宮市景観計画の変更について【答申】

(苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の指定)

令和2年2月7日付西都デ発第69号にて諮問されました標記の件について、西宮市都市景観条例第6条第3項の規定に基づき当審議会でも審議した結果、本案を適切と認めましたので、この旨答申します。

## 議題1 西宮市景観計画の変更について【諮問】 (苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の指定)

### 1 趣旨

苦楽園五番町くすのき台地区（以下、「本地区」という。）は、阪急苦楽園口駅の北西、中新田川の右岸の斜面に位置し、整った区画で構成された緑豊かな低層住宅地である。

開発時に締結された建築協定や管理組合会則により、緑豊かで良好な住環境やまちなみを維持してきたが、建築協定失効を次年度に控えた平成29年度に、地区住民がまちづくり勉強会を実施したことを契機に、住環境保全への関心が高まり、当地区の地権者で構成する苦楽園五番町住宅地管理組合（以下、「当組合」という。）において地区計画と景観重点地区の指定に向けた取組みを行うこととなった。

景観重点地区については、役員と有志の住民による制限内容の検討、関係権利者へのアンケート、住民説明会の開催、総会議決などを経て合意形成が行われ、令和元年9月30日に市に対して、景観法第11条に基づく景観計画における景観重点地区の指定提案書（以下、「地元提案」という。）が提出された。

市ではこの地元提案を踏まえて、景観重点地区の指定を行うため、本地区に相応しい、ゆとりと潤いのある緑豊かな戸建て住宅地の景観の維持・形成を図るためのルールを定めた景観形成指針や景観重点地区基準の案を作成した。

景観重点地区の指定は、景観計画の変更にあたるものであることから、本市都市計画審議会から本案が適切である旨の答申を得た上で、西宮市都市景観条例第6条第3項の規定により本審議会の意見を聴くものである。

【資料1】「周辺写真」

### 2 景観重点地区について

本市における景観重点地区は、景観計画の区域区分の一種で、景観計画区域のうち特に重点的に都市景観の形成に取り組む地区を指定することとしている。

景観重点地区に指定されると、地区独自の方針やルールが定められるようになるほか、届出が必要な規模も別に定めることができるようになる。

### 3 これまでの経緯

令和元年11月27日	西宮市都市景観・屋外広告物審議会（報告）
令和元年12月4日 ～ 令和元年12月18日	西宮市景観計画の変更（案）の縦覧 （苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の指定）
令和元年12月25日	西宮市都市計画審議会（諮問）

### 4 西宮市都市景観・屋外広告物審議会（報告）での主な意見について

前回（令和元年11月27日）の西宮市都市景観・屋外広告物審議会での報告を行った際の主な意見は下表のとおり。

主な意見・質問	回答・対応
重点地区基準の色彩（表-6(1)）の項目欄について、「外壁」と「屋根」を明確にした方がわかりやすいのではないかと。また、「各壁面の見付面積の基調色」では、意図が伝わりにくいのではないかと。	色彩（表-6(1)）の項目欄を、「色彩（外壁）」と「色彩（屋根）」とし、「各壁面の見付面積の基調色」は「各壁面の基調色」とした。  ※資料4：西宮市景観計画（案）（変更箇所抜粋）P.64.65 参照
外壁の色彩（表-6(2)）における見付面積の2分の1以下の項目について、チェック模様等を避けるため、周辺との調和に関する規定を設けてはどうか。	外壁の色彩（表-6(2)）において、「周辺のまちなみと調和をした、落ち着いた色合いや配色とする。」という文言を追加し、屋根の色彩において「外壁色や周辺建築物と調和したものとする」という文言を追加した。  ※資料4：西宮市景観計画（案）（変更箇所抜粋）P.64.65 参照

### 5 縦覧結果について

縦覧期間 : 令和元年12月4日から令和元年12月18日まで  
 縦覧場所 : 都市局都市計画部都市デザイン課窓口及び市ホームページ  
 縦覧者数 : 0名  
 ホームページアクセス数 : 290件  
 意見書提出者数 : 0名

## 6 西宮市都市計画審議会への諮問結果について

西宮市都市景観・屋外広告物審議会への諮問に先立ち、景観法第9条第2項の規定に基づき、西宮市都市計画審議会に諮問したところ、西宮市景観計画の変更案を適切とする旨の答申があった。

【資料2】西宮市景観計画の変更について（答申）写し

## 7 西宮市景観計画（案）について

資料4「西宮市景観計画（案）（変更箇所抜粋）」のとおり。  
前回報告後に内容を変更した箇所を着色している。

【資料3】「策定のポイント」

【資料4】「西宮市景観計画（案）（変更箇所抜粋）」

## 8 関連規則の改正（案）について

景観計画の変更に伴う関連規則の改正案は、資料5及び資料6のとおり。

【資料5】「景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則 新旧対照表」

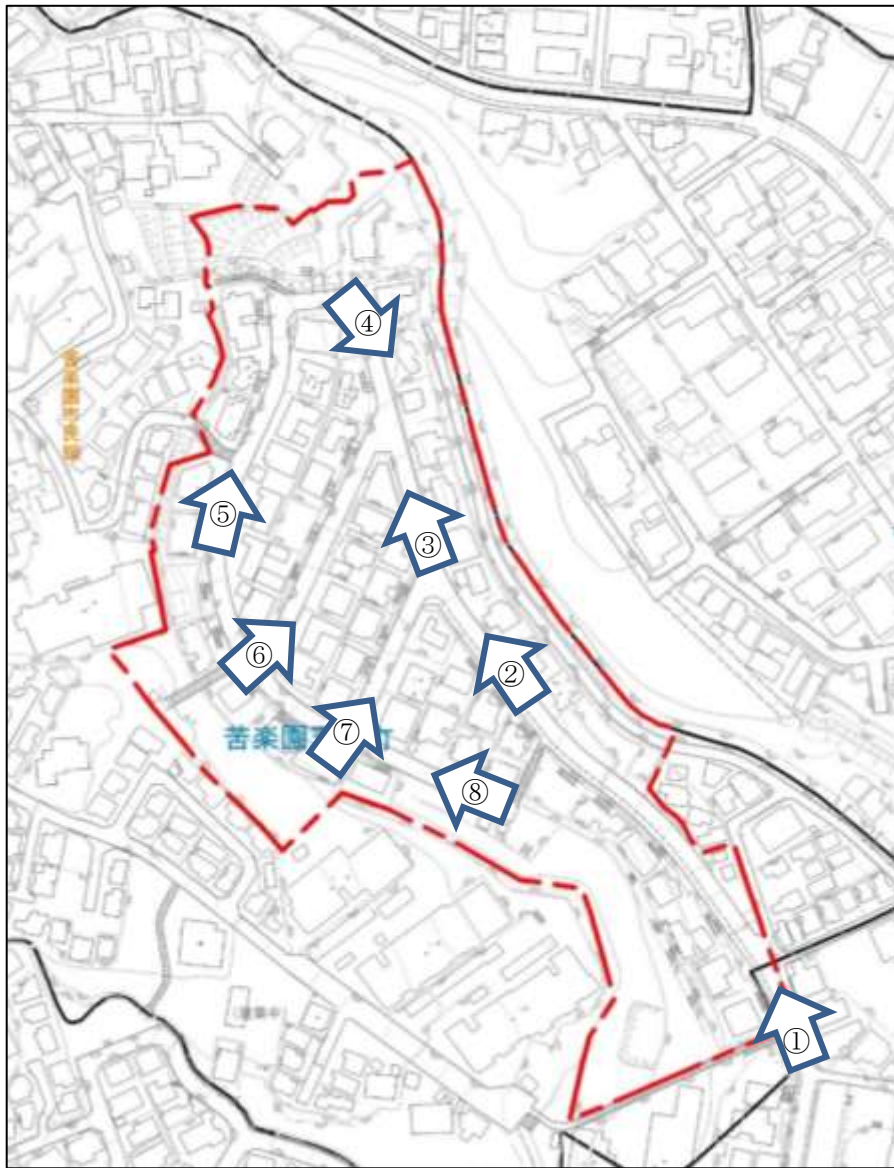
【資料6】「西宮市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表」

## 9 今後のスケジュールについて

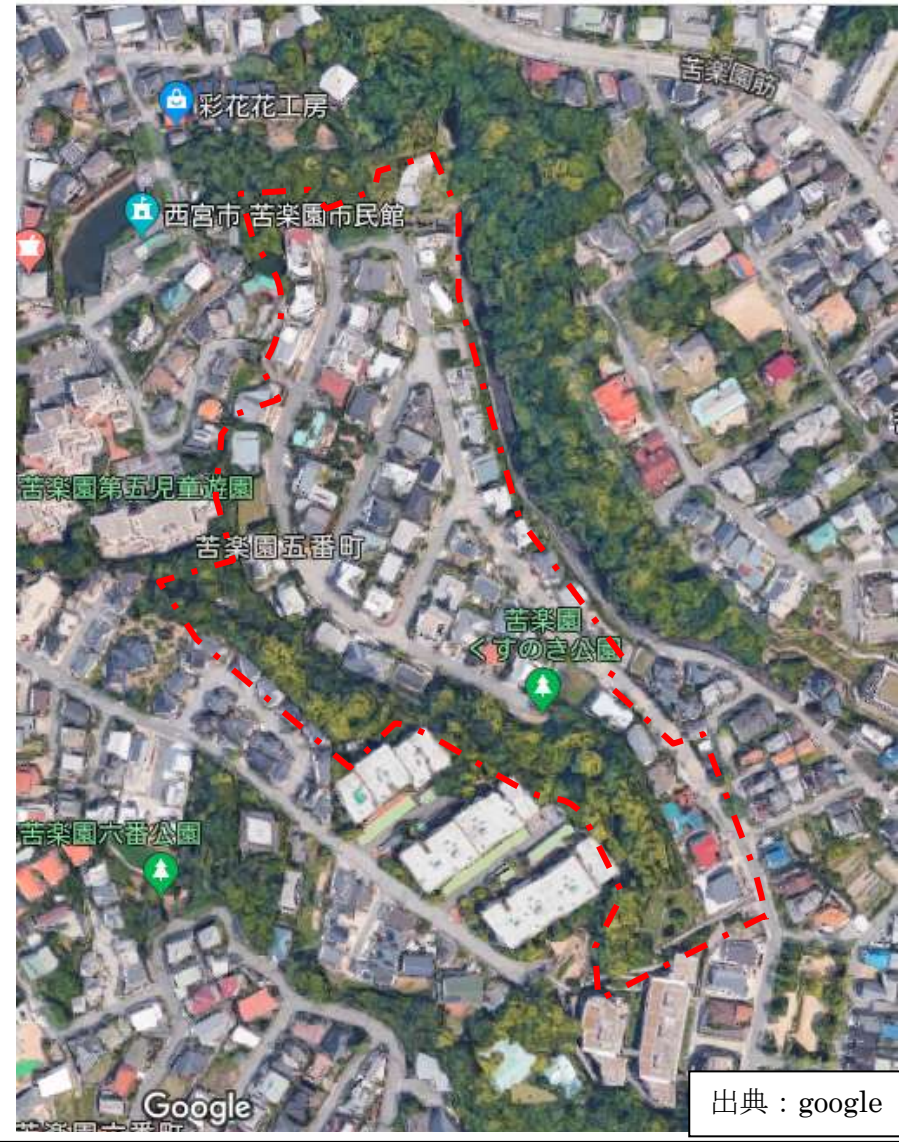
<令和元年度>

2月7日 西宮市都市景観・屋外広告物審議会【諮問】

2月 下旬 景観計画改定、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則改正、  
西宮市屋外広告物条例施行規則改正



周辺写真位置図



地区航空写真



①



②



③



④



⑤



⑥



③

⑦



⑧





西都計審発第62号  
令和元年12月27日  
(2019年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市都市計画審議  
会 長 角 野 幸



西宮市景観計画の変更について (答申)  
(苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区指定)

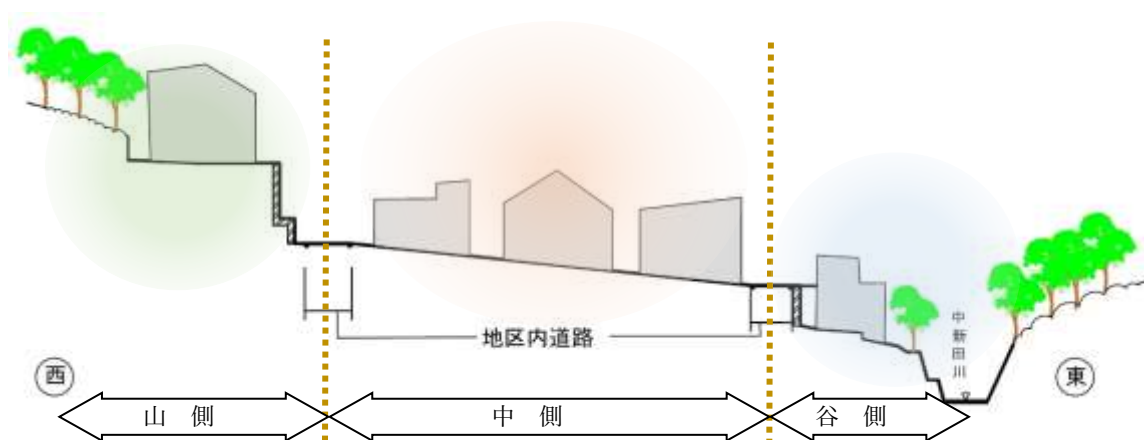
令和元年12月25日付西都計発第54-3号にて諮問されました標記の議案に  
ついて、審議の結果、本案を適切と認めましたので、この旨答申します。

## 策定のポイント（苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区）

### ◆立地特性

高低差のある地形条件から3つのエリアに分類される。

- ・山側：宅盤は石張り擁壁によって道路から一段上がっており、宅地背面は斜面形状で樹林を有している。
- ・中側：一部擁壁があるが、道路勾配に沿った比較的フラットな宅地が形成されている。
- ・谷側：主な宅盤が道路から一段下がっており、中新田川に向かって傾斜している。北に向かうほど、道路面との高低差は大きい。



### ◆地区の特徴

…ゆとりのある整った区画（250～2000㎡）で形成されており、以下の特徴がある。

- ① 緑化 豊かな緑に囲まれており、各宅地においても一定の緑地を確保している（第3種風致地区による規定「緑地率30%」等があるため）。
- ② 建築様式 様々なデザインの建築物があるが、建築協定により形態意匠の調和規定が定められていたこともあり、一定の色彩範囲内でまちなみが構成されている。
- ③ 擁壁 造成時に整備された石張り擁壁が多数存在し、自然石擁壁がまちなみの特徴となっている。
- ④ 屋外広告物 奥まった一団の低層住宅地であり、表札等以外に屋外広告物は掲出されていない。

⇒現状のまちなみを維持するために、景観形成指針及び重点地区基準で道路際の緑化（間口緑視率の設定）、色彩（建築物、工作物）、擁壁の設え（既存擁壁の保全、はね出しの禁止）、屋外広告物（総量及び個数）等を規定する。

## ① 緑化

従来の建築協定でも「敷地内の空地は樹木、生垣等により極力緑化し、既に敷地内に植栽がなされている樹木、生垣等の維持に努めること」とされていた。本地区は東六甲山風致地区（第3種）（緑地率30%）であるため、宅地内は一定の緑が確保されているが、擁壁前が緑化されていない等、道路沿いで一部緑化されていない状況が見られた。

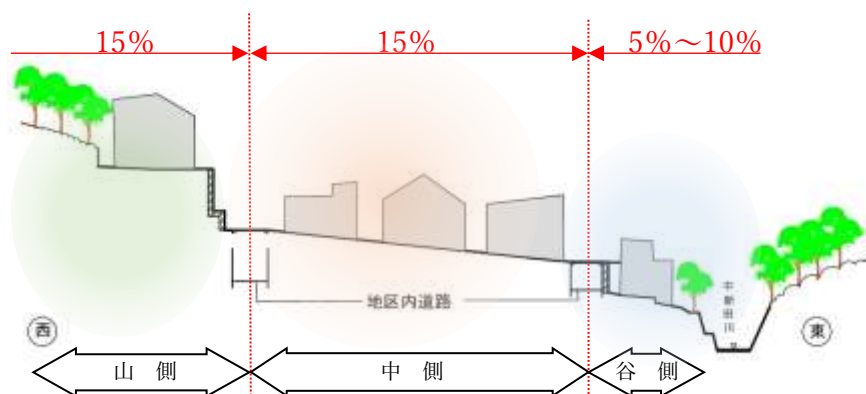
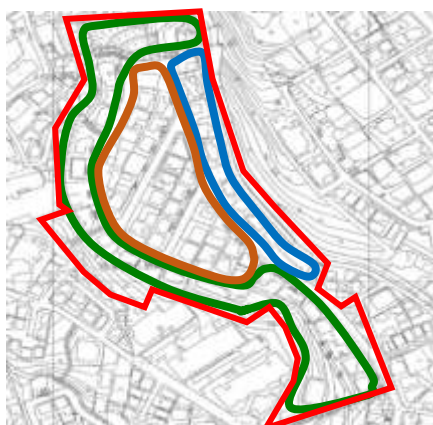


### 緑化基準の設定（間口緑視率）

#### 間口緑視率

- 道路境界部に緑を誘導するため、間口緑視率基準を設ける。なお、地区の形状に合わせて、数値基準を設ける。

山側	中側	谷側（一部）
15%	15%	10%（5%）



- 谷側については、主な地盤面が道路より低いことなどを考慮し、間口緑視率は5%から10%とする。

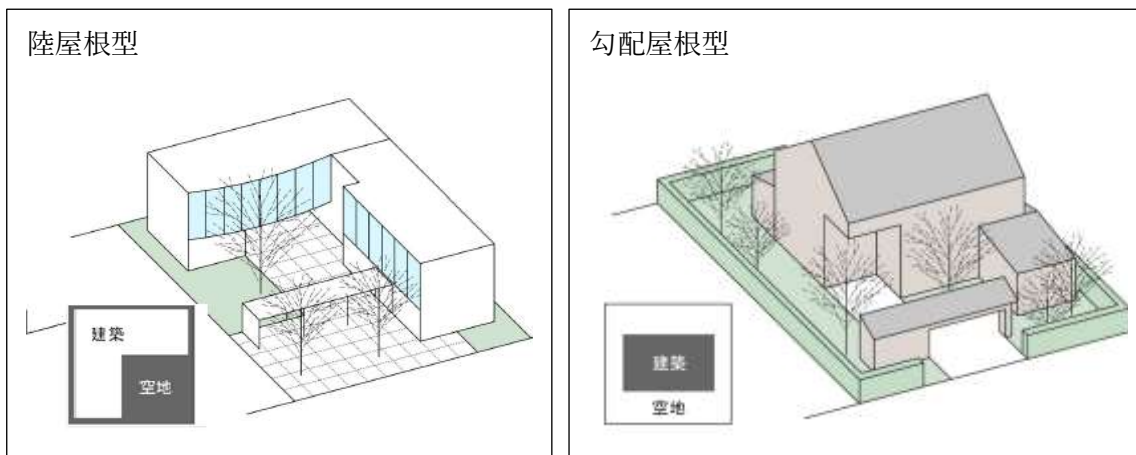
#### 換算項目及び樹木の配置基準

- 当地区は斜面地に位置していることから、擁壁がある宅地が多い。植栽と調和する擁壁（鏝御影石）や擁壁表面を覆うためのツタ類についても間口緑視率へ算定できることとする。
- 高木の成長に必要な樹間を確保していない密集した植樹や、間口への緑化効果の少ない垂直配置（正面から見た際に樹影が重なる配置）を行わないよう配慮する事項を追加する。

## ② 建築様式

地区内の建築様式は主に2つに分類される。

- ・陸屋根型：白い壁面（無彩色明度7～9）が特徴。主に山側と谷側に多い。
- ・勾配屋根型：YR、Y系で明度7以上の色彩が多く、周囲は植栽で囲まれている。



### 色彩基準の設定（建築物、工作物）

#### 建築物の色彩

既存の建築物の色彩を調査した結果をもとに、まちなみを維持、保全するための基準とする。

- ・山側と谷側は白系、中側はY系やYR系において彩度が高い色彩を使用しているため、異なる色彩基準を設定する。
- ・1階と2階でツートンカラー（白系と黒系）となっている建築物もあり、2分の1の範囲で低い明度の使用も可能とする。
- ・壁面の大部分が透明ガラスの建築物もあることから、地域景観に調和する無着色の木材、石材、ガラス等の素材の使用は可能とする。

#### 工作物の色彩

高さ5m以下の工作物は建築物と調和する基準とし、5mを超える工作物については、立地により調和する色彩が変わるため、樹林、空などの主たる背景により色彩基準を設ける。



### ③ 擁壁

斜面地に位置していることから、地区内には擁壁が存在している。意匠は、石張り擁壁や御影石を使用した間知石積み擁壁となっており、表面にコンクリートが露出せず前面に植栽を配することで地区全体が柔らかな印象となっている。



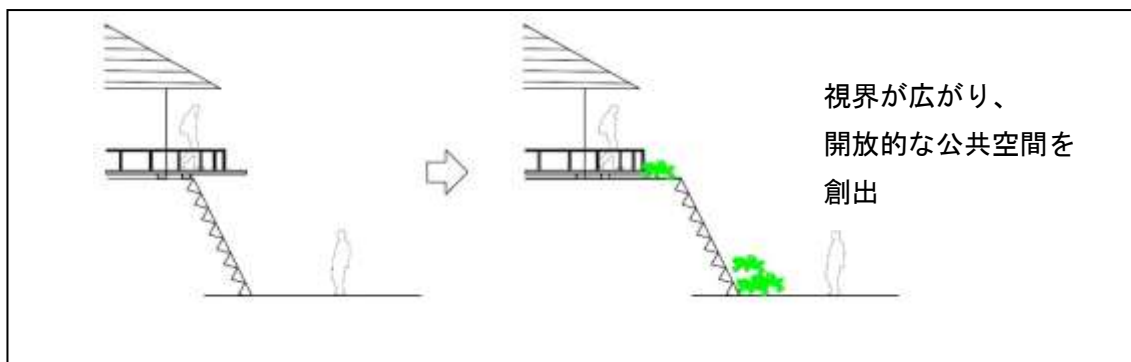
#### 擁壁の形態基準の設定

##### 擁壁の形態

- ・原則、既存擁壁を保全するとともに自然石を基調とし、擁壁下側を緑化する。
- ・自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化等により、コンクリートの露出を抑える。

##### はね出しの制限

- ・擁壁天端からはね出しを制限することで公共空間への圧迫感を軽減する。(既存の会則でも同様の規定あり)。



#### ④ 屋外広告物

本地区は通過交通の無い閑静な低層住宅地であり、表札やホームセキュリティーのステッカー等の小規模なもの以外の屋外広告物は掲出されていない。



#### 屋外広告物基準の設定（総量、数量）

##### 総量及び数量制限

- ・現状のまちなみを維持するために、現行の基準から表示面積の総量を制限する。  
(本地区は第1種低層住居専用地域であるため、第2種禁止地域に該当)

	表示面積	掲出数
現行基準（第2種禁止地域）	20 m <sup>2</sup> 以下	4 個
<b>重点地区基準（本案）</b>	<b>0.5 m<sup>2</sup>以下</b>	4 個

# 西宮市景観計画（案）

令和 年 月

西宮市

## はじめに

西宮市では、豊かな自然環境や歴史的背景などの恵まれた景観資源を活かした都市景観をまもり、つくり、そだてるため、昭和 63 年に「西宮市都市景観条例」を制定し、景観行政に取り組んできました。

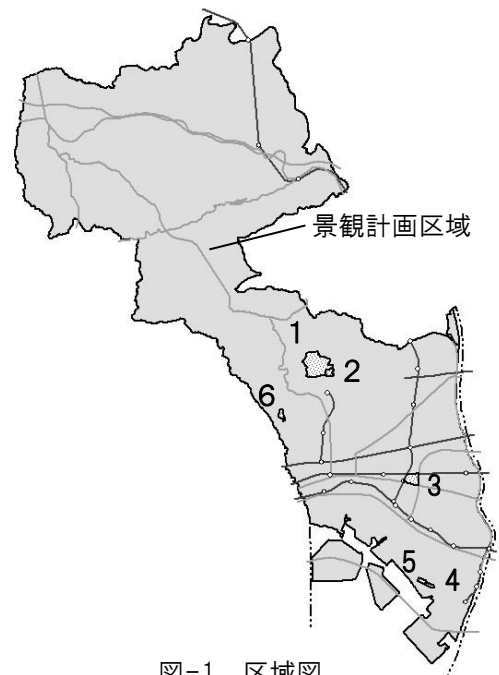
その後、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、西宮市は平成 20 年 4 月の中核市移行に伴い、景観法に基づく景観行政団体になりました。

これを受けて、景観法に基づく制度を取り入れ、より豊かな西宮の景観形成に取り組むため、景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画を、次のとおり定めます。

## 1. 景観計画の区域

### ○景観計画区域

西宮市の全域を景観計画区域とします（図 - 1）。



※景観計画区域のうち、特に重点的に都市景観の形成に取り組むべき地区を、「景観重点地区」として次のとおり定めます。（区域図は別紙参照）

図-1 区域図

### ◆景観重点地区の指定地区◆

	地区名	区域の面積	決定年月日
1	甲陽園目神山地区	約 44.1ha	平成 23 年 10 月 1 日
2	甲陽園目神山東地区	約 4.6ha	平成 25 年 4 月 1 日
3	津門大塚地区	約 10.1ha	平成 28 年 1 月 8 日
4	枝川町戸建住宅 A 地区	約 2.0ha	平成 28 年 9 月 7 日
5	枝川町戸建住宅 B 地区	約 2.8ha	令和元年 12 月 27 日
6	苦楽園五番町くすのき台地区	約 4.3ha	令和●年●月●日



### 3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観重点地区を除く）

#### ○届出対象行為および規模

景観計画区域を、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項および第8条第1項第1号の規定に定める区域区分および用途地域により、表-5のとおり区分します。景観計画区域内の届出が必要な行為および対象となる規模は、イ、ロ、ハの区域に応じ表-6のとおり定めます。

景観重点地区については、地区ごとに届出が必要な行為および対象となる規模を定めることとします。

表-5 景観計画区域の区分

区域	用途地域等
イ	市街化調整区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
ロ	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域
ハ	近隣商業地域 商業地域

※景観重点地区を除く。

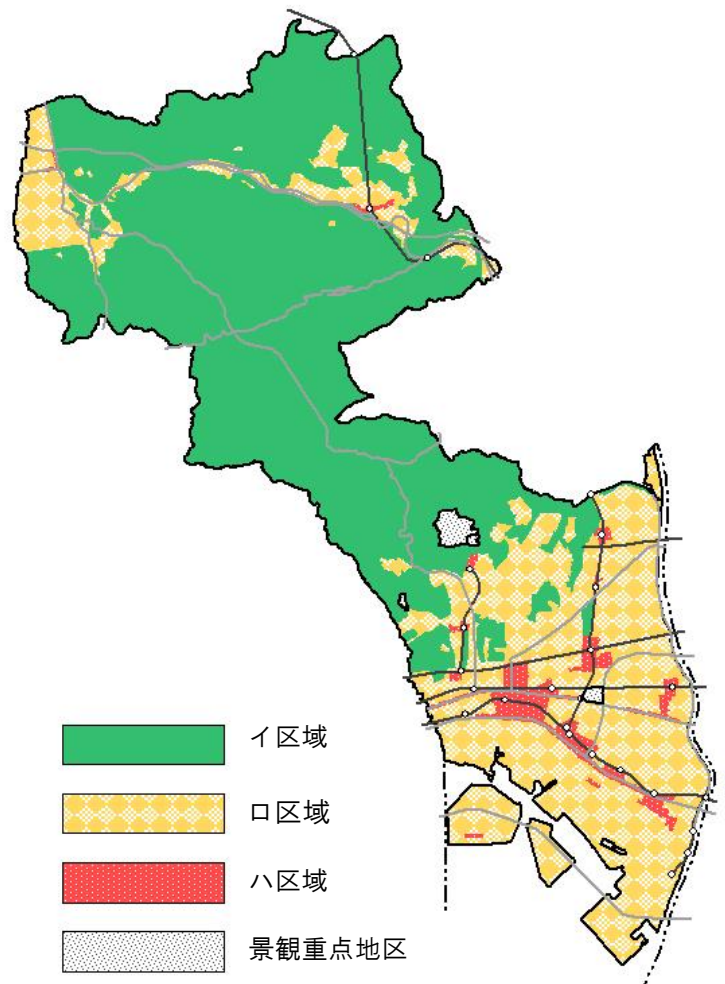


図-4 区域区分図

## 6. 苦楽園五番町くすのき台地区

### 6-1. 景観形成の基本方針

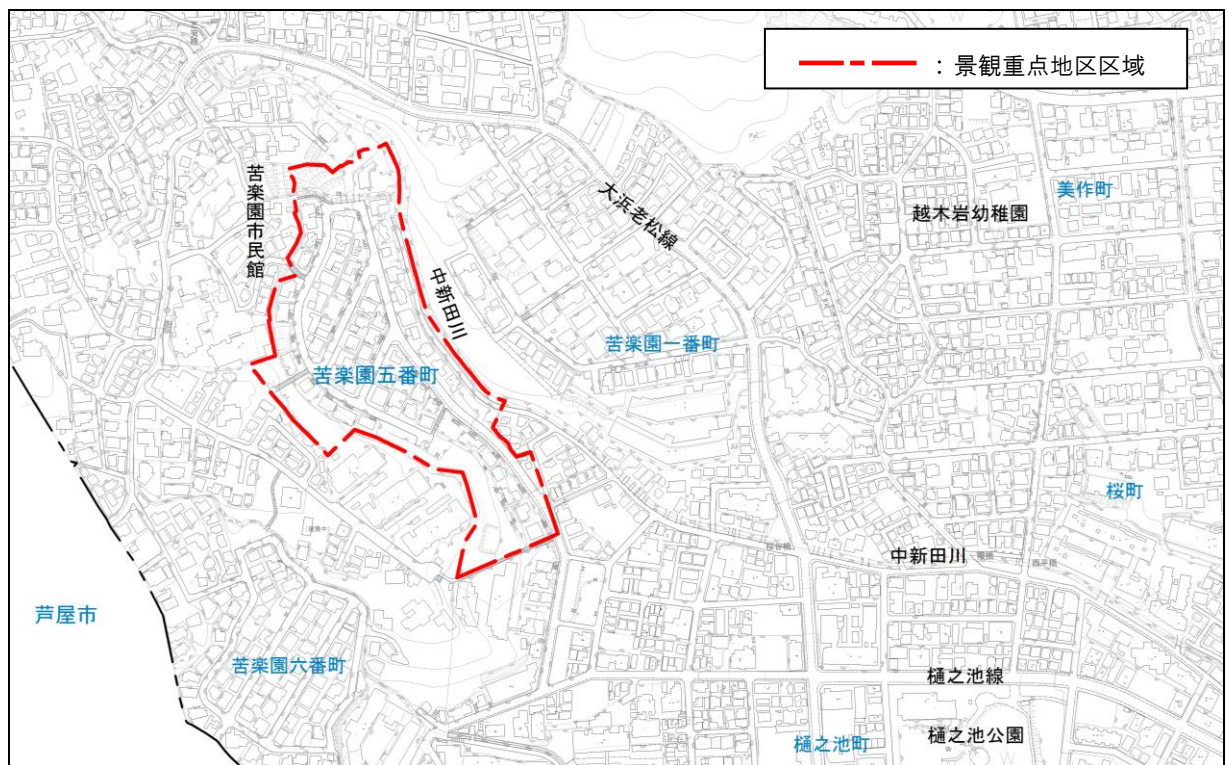
苦楽園五番町くすのき台地区は、苦楽園の谷地形に佇む自然環境に恵まれた緑豊かな住宅地です。こうした地区特性を活かし、「美しく成熟した街・五番町で、共にいつまでも暮らす」をテーマに、造成当時から守られてきたまちなみのルールを継承し、豊かな自然とすまい・まちなみが調和する良好な住環境を維持、保全することを目標とし、景観形成の基本方針を次のように定めます。

#### <景観形成の基本指針>

- ① 落ち着いたゆとりあるまちなみの中で暮らす
- ② 美しい緑とともに暮らす
- ③ くすのき台らしいデザインや現在の風景を守る

### 6-2. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の位置及び区域

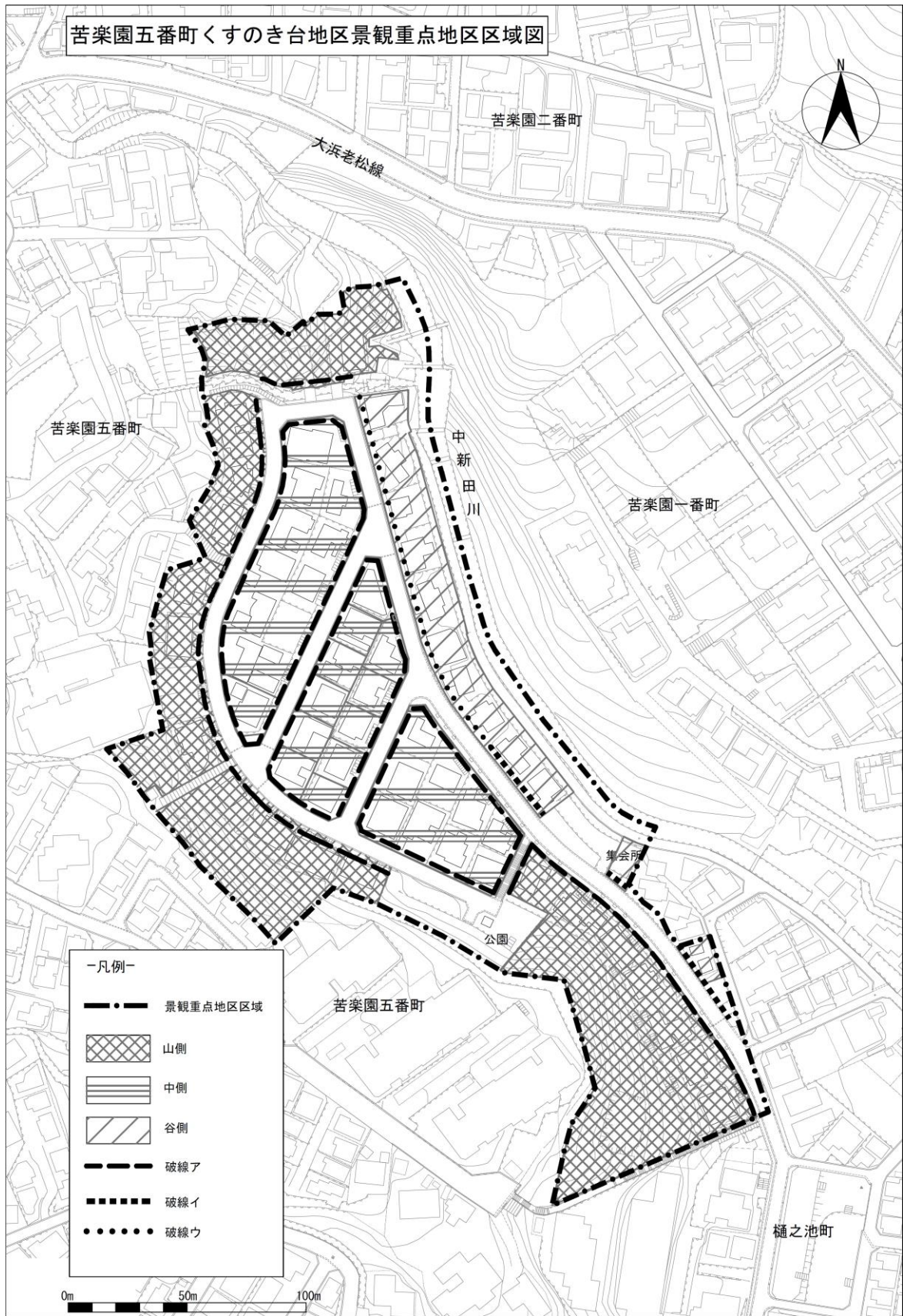
西宮市苦楽園五番町の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。



本地区では、良好なまちなみを保全するために、重点地区基準における間口緑視率及び建築物の色彩について、次頁区域図1のとおり区分します。



区域図 1



### 6-3. 届出対象行為及び規模

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区内の届出が必要な行為及び対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表-1 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、 移転	・行為に係る部分の床面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、 移転	・高さが 3mを超えるもの
外観・色彩の変更	・上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半 を変更するもの

### 6-4. 景観形成指針（誘導基準）

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針（誘導基準）を次のとおり定めます。

表-2 <建築物>

項 目	景 観 形 成 指 針（誘導基準）
立地特性	・六甲山麓に広がる斜面地形や緑と調和する計画とする。
	・場所毎の景観特性やまちの連続性に配慮しつつ、眺望や地形の変化を活かした現状のまちなみを保全、継承する。
	・通過交通のない閑静でまとまった街の雰囲気大切に作る。
	・大きくゆとりのある区画面積を活かしたまちなみを形成する。
まちなみ との調和	・地形、擁壁、緑、建築等の多様な景観要素が組み合わさった苦楽園五番町のまちなみの個性を大切に作る。
	・隣接する住宅の形態意匠や設えを活かし、調和したまちなみを形成する。
	・高低差がある敷地条件から生じる周辺の尾根や既存林の景観（遠景）を意識したまちなみを形成する。
形態・意匠	・自然環境に恵まれた閑静な住宅地と調和する地形を活かした建築デザインとすることで、全体として美しいまちなみを創出する。
	・個として美しく、かつ、周辺と調和した建築デザインとする。
色彩	・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器等 の修景	・空調室外機や洗濯物などが道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。



設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上に設置する機器類は、最小限に留め、建築物の意匠を損なわないよう努める。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存林、既存樹木の保全・活用に努める。</li> <li>・街角や道路際の緑化により、緑豊かなまちなみを創出するとともに、隣棟間も含め敷地に効果的な植栽を行うことで緑に包まれた環境を形成する。</li> <li>・樹木の健全な生育環境を確保するために、配置には十分配慮する。</li> <li>・周辺の自然植生との調和に十分配慮する。</li> <li>・樹種による四季の演出を考慮する。</li> </ul>
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。</li> <li>・塀、柵等は、背後の緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮する。</li> <li>・原則既存擁壁は保全し、石張り擁壁は統一感を維持・継承する。新たに擁壁を設置する場合は、できるだけ高さを抑え、前面に植栽を配するなど柔らかなまちなみを演出する。</li> </ul>
附属建築物 ・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫、自転車置き場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体、擁壁などと調和する配置、意匠、仕上げとする。</li> <li>・駐車場の間口幅はできるだけ抑え、植栽スペースを確保する。</li> </ul>

表-3 <工作物>

項目	景観形成指針（誘導基準）
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観の色彩は、周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界部分は、高木等による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。</li> </ul>
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ高さを抑え、擁壁前面に植栽を配置することで圧迫感を抑え柔らかなまちなみを演出する。</li> </ul>
附属機器 ・配管類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。</li> </ul>

表-4 <広告物>

項目	景観形成指針（誘導基準）
共通	・周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とし、掲出個数は必要最小限とする。
	・建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形態とする。

表-5 <その他>

項目	景観形成指針（誘導基準）
維持・管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。
公共施設	・落ち着いた公共空間を演出するため、道路及び公園に設置する防犯灯及びその他の照明灯の色温度は、2800Kから3000Kを基本とする。
	・道路は、現状の景観に配慮した舗装を維持、継承する。
	・安全施設その他の道路附属物は景観に配慮したものを設置する。

## 6-5. 重点地区基準

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区全域について、良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表-6 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準																																	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域図1破線アに面する間口緑視率*は15%以上とする。</li> <li>・区域図1破線イに面する間口緑視率*は10%以上とする。</li> <li>・区域図1破線ウに面する間口緑視率*は5%以上とする。</li> </ul> <p>※67頁 算定方法による</p>																																	
色彩 (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁その他外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。</li> </ul> <p>(1) 各壁面の基調色は、次の数値の範囲内とする。</p> <p>① 山側と谷側</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>YR系、Y系 (0~5.0Y)</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.0以上9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>2以下</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>② 中側</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>YR系、Y系 (0~5.0Y)</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.0以上9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>(2) 次の色彩を使用する場合は、各壁面の見付面積の2分の1以下とし、<b>周辺のまちなみと調和をした、落ち着いた色合いや配色とする。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>1.0以上7.0未満</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>(3) 上記(1)(2)以外の色彩を使用する場合は、各壁面の見付面積の1/20以下とし、周辺のまちなみと調和した、落ち着いた色合いや配色とする。</p>	色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相	明度	7.0以上9.0以下			彩度	—	2以下	1以下	色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相	明度	7.0以上9.0以下			彩度	—	4以下	1以下	色相	N系	左記以外の色相	明度	1.0以上7.0未満	2.0以下	彩度	—	1以下
色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相																															
明度	7.0以上9.0以下																																	
彩度	—	2以下	1以下																															
色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相																															
明度	7.0以上9.0以下																																	
彩度	—	4以下	1以下																															
色相	N系	左記以外の色相																																
明度	1.0以上7.0未満	2.0以下																																
彩度	—	1以下																																

色 彩 (屋根)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とし（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）、外壁色や周辺建築物と調和したものと</li> </ul>		
	色 相	N 系	左記以外の色相
	明 度	9.0 以下	5.0 以下
	彩 度	—	3 以下
設備機器 等の修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多段式駐車場装置は設置しない。</li> </ul>		

表-7 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項 目	基 準			
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。</li> </ul>			
	(1) 高さが 5 m 以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。			
	色 相	N 系	YR 系、Y 系 (0~5.0Y)	左記以外の色相
	明 度	9.0 以下		
	彩 度	—	4 以下	2 以下
	(2) 高さが 5 m を超える工作物は、次の範囲内の数値とする。			
	①主たる背景が樹林の場合			
	②主たる背景が空の場合			
	③主たる背景が建築物等の場合			
		①	②	③
色 相	YR、Y、GY 系	YR、Y、N 系		
明 度	5.0 以下	7.0 以上 8.0 以下		
彩 度	2 以下	2 以下		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁については地域風土に調和する色彩とする。</li> </ul>			
形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。</li> <li>・道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。</li> </ul>			

表-8 重点地区基準<建築物及び工作物の外観の変更>

項目	基準
色彩	・建築物の外観の色彩の基準は、表-6 色彩に準じる。
	・工作物の外観の色彩の基準は、表-7 色彩に準じる。

表-9 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準	
共通	重点地区基準は次のとおりとする。(ただし、公共公益上やむを得ないもので、形態、色彩、意匠その他表示方法が美観を害さないものは、この限りでない。)	
	数量	・掲出個数は最大4枚(基、個)以下とする。
	総量	・表示面積の合計は、0.5平方メートル以下とする。
	高さ	・高さは2メートル以下のものとする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の用に供するもので、美観風致を害さないものとする。</li> <li>・可変表示式広告物は設置しない。</li> <li>・点滅式照明、可動式照明は設置しない。</li> <li>・敷地外に突出しない。</li> </ul>



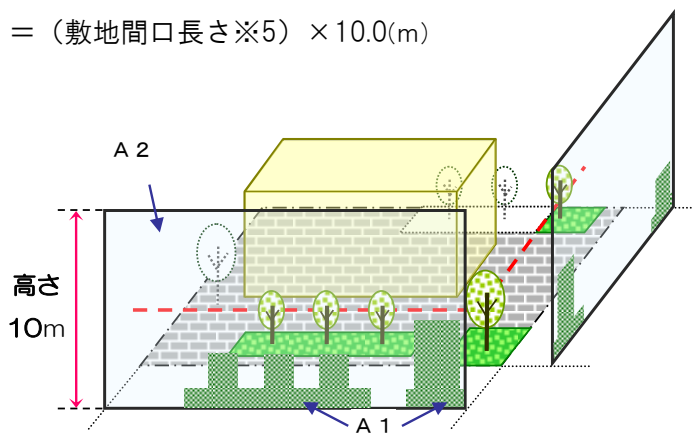
## ■間口緑視率の算定方法（苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区）

間口緑視率：境界領域における、道路から見える植栽の量を示したものの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ10mまでの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A1(\text{m}^2) \text{ (立面換算面積)} / A2(\text{m}^2) \text{ (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$A1(\text{m}^2) = (\text{高木本数} \times 7.0(\text{m}^2)) + (\text{中木本数} \times 1.5(\text{m}^2)) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5(\text{m}^2)) \\ + (\text{その他植栽・自然石等の設置面積}(\text{m}^2)) \times 1 \times 2 \times 3 \times 4 \times 6$$

$$A2(\text{m}^2) = (\text{敷地間口長さ} \times 5) \times 10.0(\text{m})$$



※1 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。

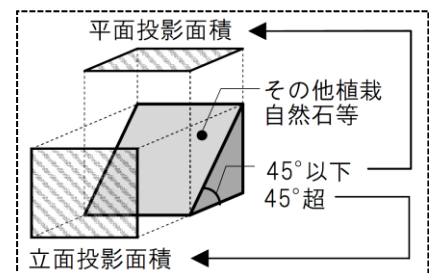
高木	中木	低木
W=2.0m	W=1.0m	
H=3.5m	H=1.5m	H=0.5m
7.0 m <sup>2</sup> /本	1.5 m <sup>2</sup> /本	0.5 m <sup>2</sup> /m

◇換算値を超えるサイズの高木を植える場合、および既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

※2 上記樹木以外であっても、下記に該当するものはその投影面積(注)の1/2を計上することができる。ただし、接道長さが4m以下の敷地の場合を除き、A1(立面換算面積)全体に占める割合は1/2を超えないものとする。

- ①その他植栽：芝生、緑化ブロック等（鉢植え等移動可能なものは除く）
- ②自然石等：コンクリート及びアスファルト以外の材料で植栽と調和するもの

(注)法面の「その他植栽」や「自然石等」を計上する場合は、その法面の傾斜角が45度を超える場合は立面投影面積で、45度以下の場合には平面投影面積で算定する。



※3 擁壁表面を覆うために、擁壁上部もしくは下部にツタ類を植栽する場合は、0.5 m<sup>2</sup>/株を計上することができる。ただし、接道長さが4 m以下の敷地の場合を除き、A1（立面換算面積）全体に占める割合は1/2を超えないものとする。

※4 計上できない部分

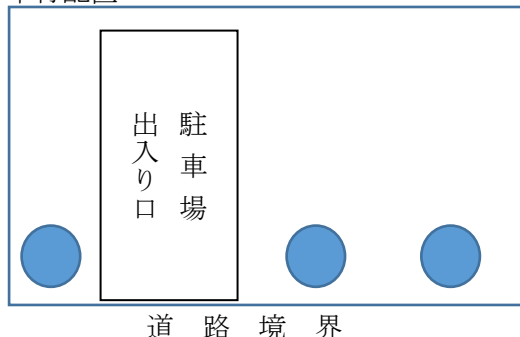
- ・道路境界から6 mを超える部分にある樹木、その他植栽、自然石等
- ・透過性のない塀などで道路側から視認できないもの及び部分
- ・植栽する地盤の道路面からの高さが10 mを超えるもの
- ・道路面からの高さが10 mを超える部分のその他植栽及び自然石等の部分
- ・建築物の外装としての自然石等の部分
- ・道路面より低い部分にあるもの及び部分

※5 敷地間口長さは、敷地の道路に面する部分の合計の長さ（接道長さ：敷地の2面が道路に接する場合は2面の合計）から通路及び出入口に必要な3 m（接道長さ4 m以下の敷地は0 m）を引いた長さを敷地間口長さとする。

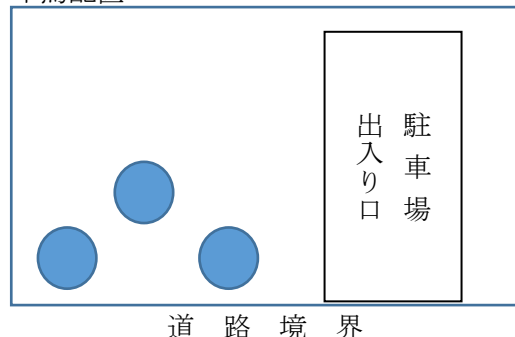
※6 高木は、原則下図のように道路境界線に対して平行配置や千鳥配置となるよう植栽し、まちなみに緑を創出する。また、健全な生育のため、十分な樹間を確保する。

【良い例】

平行配置

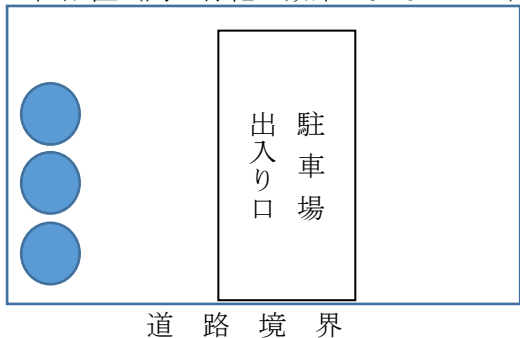


千鳥配置

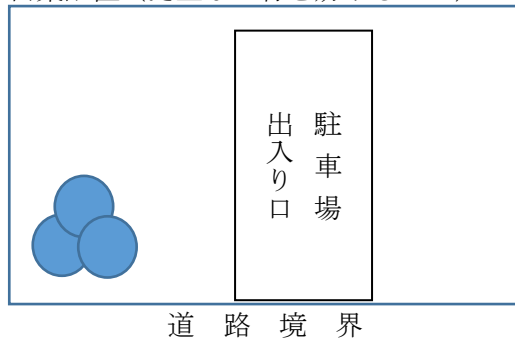


【悪い例】

垂直配置（間口緑化の効果が少ないため）



密集配置（健全な生育を妨げるため）



## 西宮市景観計画

- 平成 21 年 5 月 1 日 西宮市告示甲第 127 号 (施行：平成 21 年 10 月 1 日)
- 平成 23 年 10 月 1 日 西宮市告示甲第 416 号 (施行：平成 23 年 10 月 1 日)  
・景観重点地区指定 甲陽園目神山地区
- 平成 25 年 4 月 1 日 西宮市告示甲第 5 号 (施行：平成 25 年 4 月 1 日)  
・景観重点地区指定 甲陽園目神山東地区
- 平成 28 年 1 月 8 日 西宮市告示甲第 857 号 (施行：平成 28 年 1 月 8 日)  
・景観重点地区指定 津門大塚地区
- 平成 28 年 9 月 7 日 西宮市告示甲第 554 号 (施行：平成 28 年 9 月 7 日)  
・景観重点地区指定 枝川町戸建住宅A地区
- 令和 元年 12 月 27 日 西宮市告示甲第 1069 号 (施行：令和 2 年 1 月 1 日)  
・景観重点地区指定 枝川町戸建住宅B地区
- 令和 ●年 ●月●日 西宮市告示甲第 ●号 (施行：令和 ●年 ●月 ●日)  
・景観重点地区指定 苦楽園五番町くすのき台地区

<問い合わせ先>

西宮市 都市計画部 都市デザイン課  
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3  
TEL (0798) 35-3526

景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則（一部改正）

新旧対照表（案）

改正前							改正案												
景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則 （平成 21 年 9 月 30 日） （西宮規則第 19 号）  （前略）  別表第 2（第 7 条関係）							景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則 （平成 21 年 9 月 30 日） （西宮規則第 19 号）  （前略）  別表第 2（第 7 条関係）												
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		ア	イ	ウ	エ	オ	カ						
1	(略)						1	(略)											
2	(略)						2	(略)											
(中略)							(中略)												
8	(略)						8	(略)											
(後略)							9 <table border="1"> <tr> <td>苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</td> <td>                             新築、改築                              又は移転に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物                         </td> <td>                             増築に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物                         </td> <td>                             床面積が10平方メートルを超える建築物で、見付面積の過半を変更されることとなるもの                         </td> <td>                             工作物の高さが3メートルを超える工作物                         </td> <td>                             工作物の高さが3メートルを超える工作物で、見付面積の過半を変更されることとなるもの                         </td> </tr> </table>	苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	新築、改築 又は移転に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物	増築に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物	床面積が10平方メートルを超える建築物で、見付面積の過半を変更されることとなるもの	工作物の高さが3メートルを超える工作物	工作物の高さが3メートルを超える工作物で、見付面積の過半を変更されることとなるもの						
苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	新築、改築 又は移転に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物	増築に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物	床面積が10平方メートルを超える建築物で、見付面積の過半を変更されることとなるもの	工作物の高さが3メートルを超える工作物	工作物の高さが3メートルを超える工作物で、見付面積の過半を変更されることとなるもの														
(後略)							(後略)												



西宮市屋外広告物条例施行規則（一部改正）

新旧対照表（案）

改正前			改正案		
西宮市屋外広告物条例施行規則  (平成20年3月17日) (西宮市規則第56号)			西宮市屋外広告物条例施行規則  (平成20年3月17日) (西宮市規則第56号)		
別表第5（第11条関係） 条例第16条第2項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（自家用広告物等の適用除外の基準）			別表第5（第11条関係） 条例第16条第2項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（自家用広告物等の適用除外の基準）		
地域の種別	区分	基準	地域の種別	区分	基準
(1) 禁止地域（枝川町戸建住宅A地区景観重点地区（景観規則別表第2に規定する枝川町戸建住宅A地区景観重点地区をいう。以下同じ。） 及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区（同表に規定する	(略)	(略)	(1) 禁止地域（枝川町戸建住宅A地区景観重点地区（景観規則別表第2に規定する枝川町戸建住宅A地区景観重点地区をいう。以下同じ。） 及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区（同表に規定する枝川	(略)	(略)

<p>枝川町戸建住宅B地区景観重点地区をいう。以下同じ。)を除く。)</p>			<p>町戸建住宅B地区景観重点地区をいう。以下同じ。)及び<u>苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</u>(同表第2に規定する<u>苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</u>をいう。以下同じ。)を除く。)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	<p>(5) <u>苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</u></p>	<p>ア 表示面積の合計 イ 数量 ウ 高さ エ 表示・設置できるもの</p>	<p>一団の土地又は1物件につき、0.5平方メートル未満であること。 一団の土地又は1物件につき、3枚(基、個)以下であること。 2メートル未満であること。 別表第8(2)エ及びオ並びに(5)カ及びキに定める基準に適合するものであること。</p>

別表第6（第11条関係）

条例第16条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（管理用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域 (枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区を除く。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

別表第6（第11条関係）

条例第16条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（管理用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域 (枝川町戸建住宅A地区景観重点地区、枝川町戸建住宅B地区景観重点地区及び苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(7) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	ア 表示面積の合計 イ 数量 ウ 高さ エ 表示・設置場	一団の土地又は1物件につき、0.5平方メートル未満であること。 一団の土地又は1物件につき、3枚（基、個）以下であること。 2メートル未満であること。 建築物の屋上に表示し、又は設置しないも

--	--	--

別表第7 (略)

別表第8 (第11条関係)

条例第16条第3項第1号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域等の自家用広告物等の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

所	のであること。
オ その他の表示方法	建築物の壁面から突出しないものであること。
カ 表示・設置で きるもの	別表第8(2)オ並びに(5)カ及びキに定める基準に適合するものであること。

別表第7 (略)

別表第8 (第11条関係)

条例第16条第3項第1号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域等の自家用広告物等の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(5) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	ア 表示面積の合計	一団の土地又は1物件につき、0.5平方メートル以下であること。
	イ 数量	一団の土地又は1物件につき、につき、4枚(基、個)以下であること。
	ウ 高さ	2メートル以下であること。
	エ 表示・設置場所	建築物の屋上に表示し、又は設置しないものであること。ただし、別表第1第2種禁止地域の項1に掲げる地域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)並びに同項2及び3に掲げる地域にあっては、屋上構造物の壁面に表示し、又は設置する場合は、この限りでない。
	オ 色彩	(ア) 彩度の高い色の色数が、2色以下であ

					<p>ること。</p> <p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合      にあつては、当該地色部分の面積が当該地      色部分の存する表示面の面積の2分の1      以下であること。ただし、色数が3色以下      の場合は、この限りでない。</p> <p>カ その他の表示      方法</p> <p>(ア) ネオンサイン等を使用しないもので      あること。ただし、建築物を利用するネオ      ンサイン等(ネオン管の露出しているネオ      ンサイン又はLEDサインを除く。)であ      つて、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不      快感を与えず、交通信号灯の認識に支障が      ないよう表示位置、方向、明るさ及び発光      部分の大きさに配慮したものにあつては、      この限りでない。</p> <p>(イ) 可変表示式広告物等は、設置しないこ      と。</p> <p>(ウ) 可動式広告物等は、設置しないこと。</p> <p>キ 表示・設置で      きるもの</p> <p>(ア) 別表第2 1(1)から(5)まで、(7)      及び(8)に定める基準に適合するもので      あること。</p> <p>(イ) 広告物等が敷地境界線から突出しな      いものであること。</p> <p>(ウ) 別表第2 3(2)ア(ア)及びウ、(3)      ア並びにエ(ア)及び(イ)、(4)イ並び      に(15)に定める基準に適合するもので      あること。</p>
--	--	--	--	--	--

備考

備考



1 (2)第2種禁止地域の基準は、第2種禁止地域において表示し、又は設置される広告物等（次項の規定の適用を受ける広告物等を除く。）に適用する。

2 (略)  
(新設)

**別表第9**（第11条関係）

条例第16条第3項第2号に掲げる広告物等の基準（禁止地域の道標・案内図板の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域・第3種禁止地域	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

1 (2)第2種禁止地域の基準は、第2種禁止地域において表示し、又は設置される広告物等（次項及び第3項の規定の適用を受ける広告物等を除く。）に適用する。

2 (略)

3 (5) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の基準は、苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区において表示し、又は設置される広告物等に適用する。

**別表第9**（第11条関係）

条例第16条第3項第2号に掲げる広告物等の基準（禁止地域の道標・案内図板の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域 (苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く)・第3種禁止地域	(略)	(略)
(3) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	ア 表示面の面積	0.5平方メートル以下であること。
	イ 高さ	2メートル以下であること。
	ウ 色彩	案内図板以外のものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 彩度の高い色の色数は、2色以下で

					<p>あること。</p> <p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>
			エ その他の表示方法		<p>(ア) 寄贈者名等を表示する場合にあっては、当該表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の10分の1以下であること。</p> <p>(イ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p>(ウ) 避難誘導に係るものにあつては、建物名、方向、距離等の表示が避難誘導のために必要な最小限の表示であること。</p>
			オ 表示・設置できるもの		<p>(ア) 別表第2 1(1)から(5)まで、(7)及び(8)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 別表第2 3(2)ア(ア)及びウ、(3)ア並びにエ(ア)及び(イ)、(4)イ、(6)ア(ウ)及び(エ)並びに(15)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(ウ) 別表第8(5)カ及びキ(イ)に定める基準に適合するものであること。</p>

**別表第11** (第11条関係)

条例第16条第3項第4号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域の案内誘導の適用除外の基準)

**別表第11** (第11条関係)

条例第16条第3項第4号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域の案内誘導の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域・第3種禁止地域	(略)	(略)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域 (苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く)・第3種禁止地域	(略)	(略)